

議案第 4 号

議案「訴えの提起について」に対する意見について

以下の理由により、議案「訴えの提起について」に対する意見案を別紙のとおり提出する。

平成30年10月11日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

知事が、沖縄県議会に提出予定の教育に関する事務について定める議案を作成するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条に基づき教育委員会の意見を求めていることから、これに回答する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

(別紙)

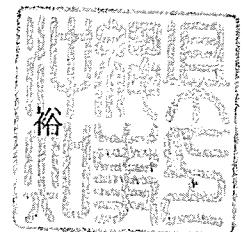
議案「訴えの提起について」に対する意見

議案「訴えの提起について」については、異議ありません。

教人第1284号
平成30年10月11日

沖縄県教育委員会
教育長 平敷 昭人 殿

沖縄県知事 玉城康裕



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案について、貴委員会の意見を求める。



乙第10号議案

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 事件名 紙与過誤払金返納請求事件
- 2 事件の概要 平成24年6月21日及び同月29日に小学校元教諭に対する紙与の過誤払が生じたため、当該元教諭に対し、再三にわたり当該過誤払金の返納について督促等を行っているにもかかわらず、当該元教諭がこれに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。
- 3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
被告
- 4 請求の趣旨
 - (1) 被告は、原告に対し、金1,168,034円及びうち金936,438円に対する平成30年1月1日から支払済みの日まで年8.8パーセントの割合による延滞金を支払え。
 - (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。
- 5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

平成30年10月16日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

紙与過誤払金返納請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。